資料２

中山間地域等直接支払交付金

農山漁村振興課 中山間地域振興室

中山間地域等直接支払交付金

1　制度の概要

（1）目　的

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等が農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づき行う活動に対し交付金を支給することで、平坦地との生産条件の格差を補正する。

（2）交付金の概要

本事業は平成 12 年度から始まり、５年間を１対策期間として実施しており、令和7年度から第６期対策（R7～R11）が実施されている。

（3）対象地域

ア　特定農山村法等の地域振興８法と棚田地域振興法が指定する地域（通常地域）

イ　知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

（4）対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

（5）交付対象者

集落協定又は個別協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

（6）主な交付単価　　（交付単価：円/10a）

地目	勾配の区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/ 20 以上） 緩傾斜（1/100 以上）	21,000 円 8,000 円	16,800 円 6,400 円
畑	急傾斜（15°以上） 緩傾斜（ 8°以上）	11,500 円 3,500 円	9,200 円 2,800 円

◎負担割合　通常地域　国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
　　特認地域　国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

（7）基礎単価と体制整備単価

農業生産活動や農道・水路の保全、景観作物の作付け等の基礎的な活動のみを行う協定には基礎単価（8 割単価）、基礎的な活動に加え、「ネットワーク化活動計画」の作成に取り組む協定には体制整備単価（10 割単価）と、2 段階の単価設定が行われている。

※ネットワーク化活動計画

複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

２　令和７年度の実績

（１）事業実施市町村数

１７市町村で実施。

（２）交付実績

項　目	R7実績	R6実績
協　定　数	358	411
交付面積（ha）	2,152	2,485
交付額（千円）	290,937	326,976

第６期対策への移行に伴い、令和６年度と比較し、協定数、面積ともに減少した。

主な減少の要因としては、協定参加者や活動の中心となるリーダーの高齢化、地域農業の担い手不足などが挙げられる。

３　令和８年度の推進方針

体制整備単価適用のためのネットワーク活動計画の策定や各種の加算措置適用のための協定間のネットワーク化・統合（広域化）について、各市町村と連携し協定集落に対して専門家派遣事業を実施するとともに、多様な主体の集落協定への参画と本制度の更なる周知により活用推進を図っていく。

【第５期対策と第６期対策の比較】

	第５期対策（R2～R6）	第６期対策（R7～R11）
交付対象農用地	農振農用地区域内の農用地	農振農用地区域内及び 地域計画区域内の農用地
体制整備単価	10 年後の地域農業と農地活用の将来像を話し合う「集落戦略」を作成する場合に交付	複数の集落協定間での活動の連携や統合、多様な組織等の参画に向けた「ネットワーク化活動計画」を作成する場合に交付
加算措置 （10a 交付単価）	集落協定広域化加算 3,000 円 ・協定の統合 ・人材の確保	ネットワーク化加算　10,000 円 ・協定のネットワーク化・統合等 ・人材の確保
	生産性向上加算　3,000円 ・生産性の向上	スマート農業加算　5,000 円 ・スマート農業による作業の省力化、効率化
	集落機能強化加算　3,000円 ・集落機能強化	集落機能強化加算の経過措置 ・集落機能強化　3,000 円

４　棚田地域振興活動加算

（１）加算内容

国から認定された指定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に 10a 当たり 10,000 円（急傾斜）または 14,000 円（超急傾斜）が加算される。本県では、上勝町・神山町が棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けている。

（２）対象農地

指定棚田地域振興活動計画を通じて、保全を図る棚田等に位置付けられている農用地で、「田」であれば急傾斜地 1/20 以上・超急傾斜地 1/10、「畑」であれば急傾斜地 15 度以上・超急傾斜地 20 度以上の農地。

（３）目標設定

次のア～ウに定量的な目標をそれぞれ１つ以上定める。

ア）「棚田等の保全に関する目標」

イ）「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ）「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウの目標に、次の①～③に関する目標を加える必要がある。

① 棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）

② 集落機能強化（人材の確保を含む）に関する目標

③ 生産性向上に関する目標

なお、各協定で定めた目標は、県の第三者機関による確認・意見聴取を行うこととされている。

（４）棚田加算に取り組む協定及び棚田の位置図

集落協定名	棚田名	交付対象面積（ha）	協定参加人数(人)
府殿集落（上勝町）	府殿の棚田	3.7	15
樫原集落（上勝町）	樫原の棚田	2.9	10
神田集落（上勝町）	田野々の棚田	2.7	24
中村集落（上勝町）	田野々の棚田	1.6	12
大久保集落（神山町）	大久保の棚田	4.9	14

（５）棚田加算に取り組む各集落の目標

集落協定名	棚田等の保全	棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	棚田を核とした棚田地域の振興
府殿集落（上勝町）	ドローンを用いた共同防除の取組を年１回以上実施し、労力コスト削減と高品質生産に取り組む。	花木や花木の植付けによる多面的機能の取組を年１回取り組む。農村体験イベントを１件取組み、コミュニティ活性化を図る。	棚田周辺に直売所を設置し農産物の販売を実施。農産物のブランド化、６次化の取組を実施し、直売所等での販売を実施する。
樫原集落（上勝町）	棚田の保全に取り組む人数を延べ５名増加させる。	花木や花の球根の植え付け等景観形成などの多面的機能の取組を年１回以上取り組む。棚田オーナー制度の取組を毎年度実施する。	都市と農村をつなぐ交流施設（山のカフェ）を運営する。
神田集落（上勝町）	神田の棚田の保全活動に取り組む人数を５名増加させる。	花木や花の球根の植え付け等景観形成などの多面的機能の取組を年１回以上実施する。	農産物のブランド化、６次化等付加価値向上の取組を１件行い地元食堂等での販売を実施する。
中村集落（上勝町）	棚田の保全に取り組む人数を述べ５名増加させる。	花木や花の球根の植え付け等景観形成などの多面的機能の取組を年１回以上実施する。	棚田等の農産物のブランド化、６次化等付加価値向上のため、直売所等での販売を実施する。
大久保集落（神山町）	棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、０名から５０名に増加させる。	食味基準を設けることにより品質向上を図り棚田米の販売額を 350 円/㎏から 500 円/㎏に増加させる。	道の駅の直売所、関係人口等に対しお米を販売し、年間 80 万円の売上を達成する。

※目標達成年度：令和１１年度

（参考）令和7年度市町村別実施状況

市町村	協定数			交付金額（千円）	協定締結面積（ha）				
		うち集落協定	うち個別協定			うち基礎単価		うち体制整備単価	
						面積	協定数	面積	協定数
徳島市	4	4		1,749	19	19	4	0	0
小松島市	8	8		4,953	54	54	8	0	0
阿南市	23	22	1	24,858	119	19	7	100	16
吉野川市	10	9	1	3,463	38	38	10	0	0
阿波市	19	19		39,380	232	51	4	181	15
美馬市	35	35		17,361	164	164	35	0	0
三好市	33	33		18,618	137	106	28	31	5
勝浦町	19	19		39,727	220	0	0	220	19
上勝町	18	18		21,315	121	7	2	114	16
佐那河内村	14	14		10,067	117	117	14	0	0
神山町	11	11		6,229	60	55	10	5	1
那賀町	59	58	1	30,473	246	152	43	94	16
牟岐町	8	8		10,077	88	88	8	0	0
美波町	17	17		26,426	155	55	15	100	2
海陽町	9	9		4,469	34	34	9	0	0
つるぎ町	51	51		22,418	248	248	51	0	0
東みよし町	20	20		9,354	100	89	17	11	3
計	358	355	3	290,937	2,152	1,296	265	856	93